

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)																						
要望 管理番 号	要望事 項管理 番号	分割補 助番号	統合	管理コー ド	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望 事項番 号	要望種 別 (規制改 革A/民 間開放 B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5057	5057139			z04001	全省庁	—	公正取引委員会においては、賃貸借の契約や物品の購入契約において、債権譲渡禁止特約条項は含まれていないが、債権譲渡をする場合には、事前に承認を得ることとしている。	a	—	a 公正取引委員会では、賃貸借契約や物品の購入契約において、債権譲渡禁止特約条項は含んでおらず、既に措置済みである。なお、債権譲渡については、事前の申し出があった際に個別に対応することとしている。		-	(社)日本経済団体連合会	139	A	国・地方公共団体向け金銭債権の証券化に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方公共団体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール・譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする。事前承認手続を大幅に簡素化する。債権譲渡に対する取扱いを統一する)を策定し、売買契約・賃貸契約に反映すべきである。地方公共団体についても同様の統一的な取扱いすべきである。	資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。		全省庁、地方公共団体	国の機関及び地方公共団体向けの金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止条項適用の例外とする等、企業における先掛債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。しかしながら、依然として省庁による対応のバラツキ、事前承認手続きの煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。	
5057	5057205			z04002	公正取引委員会	独占禁止法第9条、事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方(法第9条の4のガイドライン)	独占禁止法第9条においては、会社が他の国内の会社の株式を取得することにより、事業支配力が過度に集中することとなる会社となることを規制している。『事業支配力が過度に集中すること』とは、会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社の総合的事業規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることをいう。	b	、	b 一般集中規制の見直しについては、『規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)』(平成18年3月31日閣議決定)に基づき、将来的には廃止することが適当であるとの指摘、事業支配力が過度に集中することにより競争が阻害されることのないように十分配慮すべきであるとの指摘があることも踏まえつつ、評価・検討を行ってまいりたい。		検討内容及び検討スケジュールについて示された	(社)日本経済団体連合会	205	A	独占禁止法第9条「一般集中規制」の見直し(新規)	独占禁止法第9条の一般集中規制を廃止し、企業結合規制で対応すべきである。やむを得ず存続する場合でも、少なくとも同ガイドラインについて、以下の項目を改正すべきである。ア、事業支配力が過度に集中することにならない会社、である『分社化の場合、の範囲を拡大すべきである。イ、主要な事業分野、については、原則として、日本標準産業分類3桁分類から2桁分類に変更すべきである。ウ、第一類型の「協賛資産基準」(持株会社グループの総資産合計額15兆円、単体総資産額5,000億円を、大幅に引き上げるべきである。	(*)イ日本標準産業分類2桁分類が同一であれば実質的に同一の事業分野とみなせる場合が多いと考えられる。また、3桁分類の場合、日本標準産業分類の改正がなされることにより、事業実体は何ら変更がないにもかかわらず、形式的には事業分野数が増加してしまうといった問題が生じる可能性が高い。ウ、単体総資産の規模は業界ごとに異なり、業界で上位の会社であっても、『大規模な会社』となる場合があることから、単体総資産の基準(5,000億円)を引き上げるべきである。	<要望内容 について> 企業の経済活動がグローバル化し、市場規模が巨大化する中で、競争に対する個別具体的な弊害の有無を問うことなく、日本市場での規模のみに着目して、一律・外形的に規制を課す一般集中規制は、企業活動を不当に制限するだけであり、既に存在意義を失っている。また、このような規制は、政府が進めている構造改革の基本理念である『事前規制』型から『事後規制』型への移行に反するものである。したがって、一般集中規制は廃止し、必要があれば、企業結合規制によって個別具体的に対応すべきである。 <要望内容 について> ア元々一つの会社を分社化し、細分化しているだけである以下のような場合には、他の資本関係のない会社を買収する場合とは異なり、独禁法上特段の問題はないことから、分社化と同様に例外とすべきである(分社化は議決権比率100%に限らなくてもよい)。 場合 a. 100%分社化後、上場等により議決権比率が低下する場合(親会社の議決権比率が減少することから、独禁法9条の観点からはむしろ望ましい)。 b. (独禁法15条に抵触しない)合併等に伴い、議決権比率が低下する場合(*)	独占禁止法第9条	公正取引委員会	独禁法第9条では、他の国内の会社の株式を所有することによる『事業支配力が過度に集中することとなる会社』の設立・転化が禁止されている。『事業支配力が過度に集中することとなる会社』の具体的な考え方は、公取委によってガイドライン『事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方』が示されており、ガイドラインには、以下の通り事業支配力が過度に集中することとなる会社として禁止される3類型が挙げられている。 第1類型 会社グループの規模が大きく、かつ、相当数の主要な事業分野のそれぞれにおいて別々の大規模な会社を有する場合 第2類型 大規模金融会社と金融又は金融と密接に関連する業務を営む会社以外の大規模な会社を有する場合 第3類型 相互に関連性のある相当数の主要な事業分野のそれぞれにおいて別々の有力な会社を有する場合
5057	5057206			z04003	公正取引委員会	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条第2項及び第3項、第15条の2第2項～第5項、第16条第2項～第4項	総資産合計額が100億円超の会社と総資産合計額が10億円超の会社と合併する場合等には事前に届出が必要。ただし、『合併会社のうち、いずれか一の会社が他のすべての会社のそれぞれの総株主の議決権の過半数を有している場合、又は』合併会社のそれぞれの総株主の議決権の過半数を有する会社が同一の会社である場合、には、届出は不要。(会社分割及び事業譲受けについても同様)	b		b 独占禁止法に基づく(合併等の企業結合に係る届出制度は、競争を実質的に制限することとなるおそれのある企業結合を公正取引委員会において把握するために設けられているものであるが、同制度の対象から除外される範囲の在り方については、今後十分な検討を行う必要がある。		検討内容及び検討スケジュールについて示された	(社)日本経済団体連合会	206	A	企業結合規制における届出制度の見直し(新規)	親子会社、兄弟会社間の企業結合に限らず、直接的又は間接的に総議決権の過半数を有する会社やその経営を実質的に支配している会社(例えば、親父理会社間)、同会社間(例えば孫会社間)など、実質的に同一企業と認められる会社間の企業結合についても、届出の対象外とすべきである。	企業結合審査に要する提出資料は膨大であり、届出側・審査側双方にとって煩雑な手続となっている。また、『競争状態に影響を及ぼすおそれが高い』との理由から、届出対象外の企業結合を親子会社間及び兄弟会社間に限定する必要はなく、実質的に競争制限となるおそれがない合併については、事前届出を不要とすべきである。	独占禁止法第15条、第15条の2、第16条	公正取引委員会	現行独占禁止法においては、親子会社或いは兄弟会社間の合併或いは営業譲渡などの企業結合以外については、小規模の物を除き公正取引委員会に対し該当行為に関する届出を該当行為期日の30日前までに行なう必要がある。	
5066	5066004			z04004	全省庁	—	公正取引委員会においては、賃貸借の契約や物品の購入契約において、債権譲渡禁止特約条項は含まれていないが、債権譲渡をする場合には、事前に承認を得ることとしている。	a	—	a 公正取引委員会では、賃貸借契約や物品の購入契約において、債権譲渡禁止特約条項は含んでおらず、既に措置済みである。なお、債権譲渡については、事前の申し出があった際に個別に対応することとしている。		-	社団法人リース事業協会	4	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一的かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。	各省庁及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一的かつ早急な対応が求められる。		全省庁、地方自治体		

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)																						
要望 管理 番号	要望事 項管理 番号	分割補 助番号	統合	管理コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望 事項 番号	要望種 別 (規制改 革A/民 間開放 B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5083	5083004			z04005	全省庁	—	当委員会は、現在、審議会を開催していない。	e	—	e 当委員会は、審議会を開催していないため。		-	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	4	A	政府省庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会や中央社会保険医療協議会など)は公開(傍聴可能)で、事前にホームページで広報させている。しかし、例えば財務省の財政制度等審議会たばこ事業等文科会、税制調査会などは、財務省のホームページの週間予定には掲載されているが、非公開となっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	政策決定のための審議会の審議を国民が傍聴することにより、審議の透明性が高まり、かつ国民も情報を速やかに知ることにより、早期の情報入手と対応が可能になる。	政府省庁の審議会の資料が後日(1～2週間後)そのホームページで公開され、1～数カ月後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。マスメディアにのみ公開したり、会後、審議会長が記者発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。動きが早くなっている政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を保証し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。		全省庁	